

## 災害時における非常無線通信の協力に関する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と伊勢市アマチュア無線災害ネットワーク（以下「乙」という。）は、災害時における非常無線通信の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、伊勢市内及び周辺地域で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲の要請に基づき、乙が協力して実施する非常無線通信の手続き等を定める。

### （対象災害）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもの、及びそれと同程度の災害等で甲が乙の協力が必要であると認めたものとする。ただし、活動についてはあくまでもボランティア活動の範囲とするものとする。また、この活動中に於ける保障等は一切無いものとする。

### （非常無線通信の性格）

第3条 非常無線通信は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に規定する範囲内において行われるものとする。

### （協力要請）

第4条 甲は、災害時等の非常無線通信の必要があると認める時は、乙に協力要請することができる。

2 前項の規定による協力要請を受けた乙は、可能な範囲で非常無線通信について実施するものとする。

3 乙は、甲の協力要請がなくても、必要と思われる災害情報等については甲へ提供するものとする。

### （協力要請に係る手続き）

第5条 前条第1項の規定による協力要請に係る手続きは、伊勢市災害対策本部が行うものとする。

2 前項の協力要請の手続きを行うため、連絡責任者等を定めるものとする。

### （非常無線通信の内容）

第6条 乙が行う非常無線通信の協力は次に掲げる事項とする。

- （1）甲の所有する施設へのアマチュア無線基地局の開設・運用
- （2）非常無線通信に必要な機器等の持込・貸与

- (3) 被害状況等の情報収集・伝達
- (4) その他必要と認められる事項

2 乙は、前項第3号の規程による情報については、次に掲げる事項とする。

- (1) 被害発生 の場所及びその状況
- (2) 火災、建物倒壊等による被災者の発生状況及び救護状況
- (3) 道路情報及び交通機関の運行状況
- (4) 住民の避難状況
- (5) ライフラインの被害状況及び応急対策の状況
- (6) 医療機関の開設状況
- (7) その他必要と認められる事項

3 乙は、前項に掲げる事項について人命に関わる緊急情報を把握した場合は交信途中であっても直ちに甲に伝達するものとする。

4 乙は、第2項に掲げる事項について個人情報の保護に関する法律第16条第3項に定める場合を除き、特定の個人を識別することができる情報をアマチュア無線基地局を活用して伝達しないものとする。

#### (協力の期間)

第7条 乙が甲の情報収集に協力する期間は、第4条の規定による要請があった時から甲がアマチュア無線を活用した情報収集の必要がないと判断して乙に情報収集を終了する旨の連絡をした時までとする。

#### (経費の負担)

第8条 乙が行う非常無線通信に係る経費は無償とする。ただし、必要止むを得ない場合は甲乙協議をして決定するものとする。

#### (情報の交換等)

第9条 この協定に基づく支援協力が行われるよう、必要に応じて連絡先、構成員及び組織図等情報の交換及び訓練を実施するものとする。

#### (無線従事者の確認)

第10条 乙は、この協定に基づいて活動を実施する乙の会員の電波法第40条第5号に定められた資格を証する免許の写しをあらかじめ甲に提出するものとし、甲は流失・紛失がないよう適切に保管しておくものとする。

#### (秘密の保持)

第11条 この協定に基づいて活動を実施する際に知りえた情報について、甲の許可なく外部に漏洩してはならないものとし、本協定を遵守するものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(疑義)

第13条 この協定に定めのない事項が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する

平成27年10月30日

(甲) 伊勢市岩渕1丁目7番29号

伊勢市長 鈴木 健一

(乙) 伊勢市八日市場町10番1号  
伊勢市アマチュア無線災害ネットワーク

代表 原 豊